

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年4月21日

【会社名】 ウエルシアホールディングス株式会社

【英訳名】 WELCIA HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水野 秀晴

【本店の所在の場所】 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

【電話番号】 03(5207)5878(代)

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼執行役員最高財務責任者 佐藤 範正

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

【電話番号】 03(5207)5878(代)

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼執行役員最高財務責任者 佐藤 範正

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年4月21日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社CFSコーポレーション（以下「CFS」といい、当社とCFSを総称して「両社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付でCFSとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社CFSコーポレーション
本店の所在地	静岡県三島市広小路町13番4号
代表者の氏名	代表取締役社長 宮下 雄二
資本金の額	7,094百万円（平成27年2月28日現在）
純資産の額	22,318百万円（平成27年2月28日現在）
総資産の額	46,666百万円（平成27年2月28日現在）
事業の内容	ドラッグストア事業及び在宅調剤事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益又は当期純損失

（単体）

事業年度（注）	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
売上高（百万円）	112,614	117,544	120,559
営業利益（百万円）	1,037	2,326	3,509
経常利益（百万円）	1,527	2,553	3,640
当期純利益又は 当期純損失（ ）（百万円）	500	419	1,925

（注）平成25年2月期は、決算期変更により平成24年2月21日から平成25年2月28日までの12ヶ月と8日間の決算期間となっております。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成27年2月28日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合（%）
イオン株式会社	50.03%
株式会社イシダ	5.53%
CFSコーポレーション共栄会	2.76%
石田岳彦	2.30%
石田健二	2.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	両社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）は当社及びC F Sの親会社であり、平成27年2月28日現在、イオンは当社の発行済株式総数の50.10%を、C F Sの発行済株式総数の50.03%をそれぞれ保有しております。（注）
人的関係	両社の間には、直接的な人的関係はありませんが、イオン取締役兼代表執行役社長の岡田元也氏が、当社の取締役及びC F Sの取締役を兼任しており、イオン顧問の井元哲夫氏が、当社の監査役及びC F Sの取締役会長を兼任しております。
取引関係	両社の間には、記載すべき取引関係はありません。

(注) 当社は、平成26年10月22日付プレスリリース「簡易株式交換によるタキヤ株式会社及びシミズ薬品株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社を株式交換完全親会社、タキヤ株式会社（以下「タキヤ」といいます。）及びシミズ薬品株式会社（以下「シミズ薬品」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、平成27年3月1日付でタキヤ及びシミズ薬品を完全子会社化しておりますが、当社は、当該株式交換に際して新たに普通株式1,426,290株を発行してイオンを含むタキヤ及びシミズ薬品の株主に対して割当て交付しておりますので、同日現在の当社の発行済株式数は45,474,196株となっており、イオンは当社の発行済株式総数の50.61%を保有しております。

(2) 本株式交換の目的

少子高齢化の急速な進展により超高齢社会となった日本においては、高騰する医療費の抑制が財政再建のための大きな課題となっており、日本政府は、これまでの「平均寿命を延ばす医療政策」から「健康寿命を延ばす医療政策」へ大きく方向転換を図っております。

「健康寿命を延ばす医療政策」とは、個々の国民が自ら病気の予防・治療を行うことを目的とし、要指導医薬品や一般用医薬品を活用した軽度の傷病への自己対応を行う、いわゆるセルフメディケーションを推し進めていく必要があります。

セルフメディケーションの推進にあたっては、薬剤師や登録販売者などの医薬品の専門家を有し、場所的・時間的にアクセスのしやすいドラッグストアが重要な役割を担うものとして期待されており、また、医療用医薬品、食品及び家庭用品の取扱いによる商品構成の拡大やコンビニエンスストアと同程度の利便性を兼ね備えた店舗運営等の取り組みもあり、ドラッグストアは、小売業界では数少ない成長業態となっております。

当社は、ドラッグストアと調剤薬局の併設（以下「ドラッグ&調剤」といいます。）、「深夜営業」、「カウンセリング営業」及び「介護」を柱とした事業モデル（以下「ウエルシアモデル」といいます。）を業界に先駆けて確立し、グループ企業においてウエルシアモデルを浸透させ、M&A及び多店舗展開により店舗数を増大させております。上記の施策等により、平成12年8月期の売上高193億円から平成26年8月期には売上高3,607億円（平成27年2月期は決算期の変更に伴う6ヶ月の変則決算ですが、売上高1,919億円）と急速に成長しており、さらに今後の成長スピードを一段と加速させるため、平成26年9月1日にグループ子会社のドラッグストアをウエルシア薬局株式会社（以下「ウエルシア薬局」といいます。）に統合しております。上記及びについて具体的には、事業モデルの柱である「ドラッグ&調剤」に関し、ウエルシア薬局は、680店を超える調剤薬局併設店舗を有し、業界最高水準の約70%の調剤薬局併設率となっております。また、当社は、平成27年3月1日付で関西エリアを拠点とするタキヤ及びシミズ薬品を完全子会社化しており、関西エリアの事業基盤を強化するとともに、グループ企業において全国で1,122店舗（平成27年3月1日現在）のドラッグストアを展開するに至っております。

一方で、現在、競争が激化し業界再編の動きが加速していることや、医療・介護サービスの参入が活発化するなど、ドラッグストア業界を取り巻く環境変化は加速度を増しておりますが、当社はこのような経営環境を成長の好機と認識し「日本一のドラッグストアチェーン」の確立に向け組織改革を断行するとともに「ウエルシアモデル」を次代のモデルへと進化させ成長を加速させようとしております。

CFSは、昭和51年にヘルスケアとビューティケアの概念を導入し、ドラッグストアという新たな業態を開発いたしました。昭和54年には、ヘルスケアとビューティケアに加え、ホームケアの機能を導入することで今日のドラッグストア業態の原型を確立いたしました。その後、時代のニーズに合わせながら、調剤併設型ドラッグストアへと革新を図ってきた結果、調剤薬局併設店舗数は100店を超え、調剤薬局事業の売上高構成比は約15%となっております。また、CFSは、各店舗にコスメティシャンを配置し、カウンセリングを行うことで、お客さまの個々に合わせた最適な美容提案の実現を進めてまいりました。これらにより、CFSは現在、駅ビル・駅周辺立地を中心に305店舗（平成27年2月28日現在）のドラッグストアを展開しております。

さらに高齢化による要介護人口の増加に伴い、病院にて診療・看護をする通院医療・入院医療から在宅にて診療・看護する医療へとシフトが進んでいる中で、CFSもこのシフトに対応するため、在宅調剤を推進し、今では約3,000人の患者さまに最適かつ効率的で安心・安全な薬物療法を提供しており、2年後には患者さま数1万人を計画しています。

以上のように、CFSは、都市型店舗のカウンセリング営業と在宅調剤を含む調剤薬局事業の強化に取り組み、平成27年2月期には、売上高は目標1,200億円に対し1,205億円、経常利益は目標34億500万円に対し36億400万円、また、当期純利益は目標19億円に対し19億250万円となりました。中期3カ年経営計画3年目の平成29年2月期には、経常利益率4%を達成させ、今後のドラッグストアの社会的使命である地域のインフラ事業へとさらに飛躍してまいります。

当社とCFSとは、平成13年1月にスタートした「イオン・ウエルシア・ストアーズ（現 ハピコム）」に参画、「地域のお客さまの健康をサポートする」という信念のもと共に今日まで歩んできました。両社の親会社であるイオンと当社及びCFSは長年にわたり信頼関係を構築してまいりましたが、平成26年10月22日付プレスリリース『「日本一のドラッグストアチェーン」の構築を目指したウエルシアホールディングス株式会社と株式会社CFSコーポレーションの経営統合に向けた合意について』に記載のとおり、当社及びCFSは、両社の強みである「調剤事業」の社会的意義と事業機会の将来性に着目し専門性の高い調剤薬局併設店舗の推進を行い、当社の持つ郊外型店舗のノウハウとCFSが持つ都市型のカウンセリング営業のノウハウを相互交流させることにより、日本最強のドラッグストアモデルを作り上げ、「日本一のドラッグストアチェーン」の確立を目指すとの認識を一つにし、平成27年9月1日を目途として経営統合を行うことに向けて、協議を行ってまいりました。具体的には、統合委員会を組成し、営業政策、出店政策、商品政策、人事政策、販促政策及びシステム等について議論を深め、あらためて本株式交換による両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）が両社の企業価値向上に資することを確認するに至りました。

これにより、本経営統合後の統合新会社のドラッグストア店舗網は、全国で1,427店舗（平成27年3月1日現在）となります。首都圏店舗網の強化に引き続き、事業拡大と事業モデルの革新を継続することで、「日本一のドラッグストアチェーン」の確立及び1兆円グループの創造を目指してまいります。

（3）本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、CFSを株式交換完全子会社とする株式交換となります。当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。CFSは、平成27年5月19日に開催予定のCFSの定時株主総会の決議による承認を受けたくて本株式交換を行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	C F S (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.20

(注) 1. 本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)

当社は、本株式交換により当社がC F Sの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるC F Sの株主の皆様に対し、その保有するC F Sの普通株式(以下「C F S株式」といいます。)1株に対して、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)0.20株を割当て交付いたします。なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付する当社株式数

当社は、本株式交換により当社株式6,934,504株を割当て交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定であります。

なお、C F Sは、本株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時において保有する全ての自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づくC F Sの反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)を消却することを予定しているため、本株式交換により交付する株式数は、今後、修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、C F S株式を500株未満保有されている同社の株主の皆様は、当社株式の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し)

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元(100株)となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

4. 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるC F Sの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が、当社株式1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

その他の本株式交換契約の内容

当社がC F Sとの間で、平成27年4月21日に締結した株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

ウエルシアホールディングス株式会社(以下「ウエルシア」という。)と株式会社CFSコーポレーション(以下「CFS」という。)は、平成27年4月21日付けで、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

ウエルシア及びCFSは、本契約の定めに従い、ウエルシアを株式交換完全親会社、CFSを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、ウエルシアは、CFSの発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）株式交換完全親会社

商号：ウエルシアホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区外神田二丁目2番15号

（2）株式交換完全子会社

商号：株式会社CFSコーポレーション

住所：静岡県三島市広小路町13番4号

第3条（株式交換に際して交付する株式）

1. ウエルシアは、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）のCFSの株主名簿に記載又は記録されたCFSの株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有するCFSの普通株式に代わり、その所有するCFSの普通株式の合計数に0.20を乗じた数のウエルシアの普通株式を新たに発行することにより交付するものとする。
2. ウエルシアは、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有するCFSの普通株式1株につき、ウエルシアの普通株式0.20株の割合をもってウエルシアの普通株式を割り当てる。
3. 本株式交換に際して、前二項に従い本割当対象株主に交付しなければならないウエルシアの普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、ウエルシアは、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条（ウエルシアの資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加するウエルシアの資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

（1）資本金 0円

（2）資本準備金 会社計算規則第39条に従いウエルシアが別途定める金額

（3）利益準備金 0円

第5条（株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年9月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、予めウエルシア及びCFSが協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約の承認）

1. ウエルシアは、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定により、本契約に関してウエルシアの株主総会の承認を得ることが必要となった場合には、ウエルシアは、効力発生日の前日までに開催する臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. CFSは、平成27年5月19日開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、予めウエルシア及びCFSが協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（CFSの新株予約権の取扱い）

CFSは、効力発生日の前日までに、CFSの発行する新株予約権の全てを、その発行要項の規定に従って無償取得し、消却するものとする。

第8条（CFSの自己株式の取扱い）

CFSは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本契約締結日において有する自己株式及び基準時までには有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得することとなる自己株式を含む。）を、当該株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生後、基準時に先立ち、消却する。

第9条（会社財産の管理等）

ウエルシア及びCFSは、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、通常の業務遂行の方法・範囲で、自らの業務執行及び財産の管理・運営を行い、本契約に別段の定めがある場合を除き、本株式交換の条件に影響を及ぼすおそれのある行為若しくは取引その他自らの財産若しくは権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある行為又は将来の損益状況に大幅な悪化をもたらすおそれのある行為を行う場合には、予めウエルシア及びCFSが協議し合意の上、これを行うものとする。

第10条（剰余金の配当）

1. CFSは、平成27年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録されたCFSの株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株当たり12円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. CFSは、平成27年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたCFSの株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株当たり9円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. CFSは、前二項に定める場合を除き、本契約締結日以降、効力発生日までの間に、剰余金の配当を一切行わないものとする。

第11条（条件の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、相手方の財産状態、経営成績若しくは権利義務に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、ウエルシア又はCFSは、相手方と協議し合意の上で、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第12条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に定める場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項ただし書に定めるところにより本契約に関してウエルシアの株主総会の承認を得ることが必要となった場合において、効力発生日の前日までに当該承認が得られない場合
- (2) 第6条第2項に定めるCFSの株主総会において、本契約の承認が得られない場合
- (3) 前条に基づき本契約が解除された場合

第13条（裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義については、ウエルシア及びCFSは、誠意を持って協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、ウエルシア及びCFSがそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月21日

ウエルシア： 東京都千代田区外神田二丁目2番15号
ウエルシアホールディングス株式会社
代表取締役社長 水野 秀晴

CFS： 静岡県三島市広小路町13番4号
株式会社CFSコーポレーション
代表取締役社長 宮下 雄二

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の概要

当社及びCFSは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期するため、当社は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、CFSは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。

野村証券は、当社については、同社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

CFSについては、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、またCFSには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は以下のとおりです。

	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法（基準日）	0.189 ~ 0.224
市場株価平均法（基準日）	0.165 ~ 0.182
類似会社比較法	0.161 ~ 0.321
DCF法	0.187 ~ 0.233

市場株価平均法では、当社については、平成27年4月17日（以下「基準日」といいます。）を基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成27年4月13日から基準日までの直近1週間の終値単純平均値、平成27年3月18日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成27年1月19日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成26年10月20日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値、並びに本経営統合に向けた基本合意の締結を公表した日の前日である平成26年10月21日（以下「基準日」といいます。）を基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成26年10月15日から基準日までの直近1週間の終値単純平均値、平成26年9月22日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成26年7月22日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成26年4月22日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を用いて、CFSについては、基準日を基準日として、CFS株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成27年4月13日から基準日までの直近1週間の終値単純平均値、平成27年3月18日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成27年1月19日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成26年10月20日か

ら基準日 までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値、並びに基準日 を基準日として、C F S 株式の東京証券取引所市場第一部における基準日 の終値、平成26年10月15日から基準日 までの直近 1 週間の終値単純平均値、平成26年 9 月22日から基準日 までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、平成26年 7 月22日から基準日 までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値及び平成26年 4 月22日から基準日 までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値を用いて評価を行い、それらの結果を基に基準日 に基づく株式交換比率のレンジを0.189~0.224、基準日 に基づく株式交換比率のレンジを0.165~0.182として算定しております。

類似会社比較法では、両社の事業規模等の類似性を考慮し、当社については株式会社マツモトキヨシホールディングス、株式会社ツルハホールディングス等10社を類似会社として、C F S については株式会社クリエイトSDホールディングス、株式会社キリン堂ホールディングス等 8 社を類似会社として選定した上、企業価値に対する償却前営業利益の倍率（以下「E B I T D A マルチプル」といいます。）、企業価値に対する営業利益の倍率及び時価総額に対する純利益の倍率を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.161~0.321として算定しております。

D C F 法では、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、C F S については、C F S の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したC F S の財務予測に基づき、C F S が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、当社については、割引率を5.50%~6.00%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%~0.25%、マルチプル法ではE B I T D A マルチプルを6.0倍~8.0倍として評価しております。一方、C F S については、割引率を5.50%~6.00%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%~0.25%、マルチプル法ではE B I T D A マルチプルを4.5倍~6.5倍として評価しております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.187~0.233として算定しております。

野村證券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成27年 4 月17日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券が上記D C F 法の算定の基礎とした当社及びC F S の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はございません。また、D C F 法の算定の基礎とした両社の財務予測は本株式交換の実施を前提としたものではありません。

他方、大和証券は、C F S については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F 法を用いて算定を行いました。

当社については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を用いて算定を行いました。当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は以下のとおりです。

	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.189 ~ 0.224
DCF法	0.153 ~ 0.243

市場株価法では、算定基準日を平成27年4月17日として、CF S株式の東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、平成27年3月18日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成27年1月19日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成26年10月20日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を用いて算定しております。当社については、算定基準日を平成27年4月17日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、平成27年3月18日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成27年1月19日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成26年10月20日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を用いて算定しております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.189~0.224として算定しております。

DCF法では、CF Sについては、CF Sの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したCF Sの財務予測に基づき、CF Sが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、CF Sについては、割引率を7.50%~8.71%とし、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率を0.0%~1.0%として評価しております。一方、当社については、割引率を5.53%~6.74%とし、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率を0.0%~1.0%として評価しております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.153~0.243として算定しております。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、当社及びCF Sから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、CF S及びそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、平成27年4月17日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びCF Sの財務予測については、当社及びCF Sにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、大和証券が上記DCF法の算定の基礎としたCF S及び当社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はございません。また、DCF法の算定の基礎とした両社の財務予測は本株式交換の実施を前提としたものではありません。

算定機関との関係

当社の第三者算定機関である野村証券は、イオン、当社及びCF Sの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、CF Sの第三者算定機関である大和証券は、イオン、当社及びCF Sの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ウエルシアホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区外神田二丁目2番15号
代表者の氏名	代表取締役社長 水野 秀晴
資本金の額	7,736百万円
純資産の額	(単体)現時点では確定していません。 (連結)現時点では確定していません。
総資産の額	(単体)現時点では確定していません。 (連結)現時点では確定していません。
事業の内容	調剤併設型ドラッグストアチェーンの運営を行う子会社及びグループ会社の経営管理等

以上